

保育園などの 利用料が 変わります



■保育園、認定こども園、幼稚園など

【対象者・利用料】

- 保育園、認定こども園などに通う3～5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化されます。
- 保育園、認定こども園などに通う0～2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯を対象に利用料が無償化されます。
- 村上幼稚園については、無償化の月額上限は25,700円です。

【副食費（おかず、おやつなど）について】

- 副食費は保護者の負担となりますが、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、すべての世帯の第3子以降の子どもたちの分は免除されます。

■幼稚園の預かり保育

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 村上幼稚園については、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■認可外保育施設など（病児保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 保育園などを利用していない3～5歳まで（※¹）の子どもは月額37,000円まで、0～2歳まで（※²）の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円まで利用料が無償化されます。
 - （※¹）満3歳になって初めての4月1日から3年間
 - （※²）満3歳になって初めての3月31日までの間

■障害児通所施設など（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

【対象者・利用料】

- 満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用料が無償化されます。
 - ※幼稚園、認定こども園、認可保育園などと併用する場合も無償化の対象となります
 - ※無償化にあたり、新たな手続きは不要です

- 問い合わせ ▶ 保育園、認定こども園、認可外保育施設などに関すること こども課子育て支援室
☎53-3362
- ▶ 幼稚園、幼稚園の預かり保育に関すること 学校教育課教育総務室 ☎72-6882
- ▶ 障害児通所施設などに関すること 福祉課福祉政策室 ☎75-8940